

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和8年10月13日

守口市長 瀬野 憲一

1 入札に付する事項

(1)	業 務 名	守口市立認定こども園給食調理業務等委託
(2)	概 要	守口市立認定こども園給食調理業務等
(3)	履 行 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和12年3月31日
(4)	対 象 の 位 置	守口市寺方元町4丁目1番8号
(5)	支 払 方 法	毎月払

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市が認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本入札の入札参加資格確認審査申請時において、本市物品等入札参加有資格者名簿に業種「給食業務委託」で登録されていること。
(7)	健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する「特定給食施設」における給食業務（以下「特定給食業務」という。）について、次に掲げる要件すべてを証明できるもの。 （ア）5年以上の経営経験を有していること。 （イ）大阪府の区域内に本店又は営業所を有し、かつ、入札の日から起算して過去3年間、継続して同区域内において特定給食施設のうち医療施設、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する給食施設、乳児保育を実施している保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）のいずれかとの間で、元請実績があること。実績が確認できる契約書の写しを添付すること。
(8)	大阪府の区域内で入札日から起算して過去3年間、継続して特定給食業務及び保育所等給食調理業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食中毒による営業停止等の行政処分を受けていないこと。

(9)	次に掲げる調理従事者を、それぞれ1名以上配置すること。また、配置予定者の資格等を証明する書類として保有資格を証する書面の写しを添付すること。 (ア) 栄養士法に基づく管理栄養士又は栄養士資格を有したのち、特定給食業務又は乳児保育を実施している保育所等の給食調理業務に3年以上従事した実績を有する者。 なお、他の給食調理業務施設等と兼務も可とする。（ただし、調理業務責任者の兼務は、認められないものとする。） (イ) 調理師法に基づく調理師資格を有したのち、特定給食業務に3年以上又は乳児保育を実施している保育所等の給食調理業務に1年以上従事した実績を有する者。 (ウ) 作業内容に応じて上記（ア）（イ）以外に調理従事者を配置する場合については、管理栄養士・栄養士・調理師のいずれかの資格を有する者。
(10)	製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定に定める賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
(11)	厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理マニュアルを自社において作成していること。
(12)	やむを得ない理由により守口市立認定こども園給食調理業務等の履行が継続できなくなった場合、当該守口市立認定こども園給食調理業務等の履行可能な業者を連帯保証人として定められること。 (ア) 連帯保証人は、受託者が守口市から委託された守口市立認定こども園給食調理業務等委託のすべてを代行できるものであること。 (イ) 連帯保証人は、守口市立認定こども園給食調理業務等の代行ができる能力が担保されていること。 (ウ) 連帯保証人は、係る業務を代行する場合、入札参加資格として掲げている要件（1）～（11）の全てを満たしているものであること。

3 入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公 告 日	令和8年10月13日(火)	
(2)	質 問 受 付 期 間	令和8年10月22日(木)	17:30 まで
(3)	質 問 回 答 日	令和8年10月28日(水)	
(4)	申 請 受 付 期 間	令和8年11月5日(木)	17:30 まで
(5)	確 認 結 果 通 知 日	令和8年11月10日(火)	
(6)	入 札 日	令和8年11月17日(火)	11:00 入札室
(7)	契 約 予 定 日	落札決定日から7日以内（市の休日を除く。）	

- ・ 提出書類作成に係る留意点については、公告及び仕様書等を確認すること。
- ・ 入札参加資格申請、質問等については入札公告日から提出可能とする。
- ・ 書類の送付先及び受付場所については、「11 契約条項を示す場所」とする。

※申請受付期間

- ・ 持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで（土、日、祝を除く。）

4 入札参加資格確認申請・確認結果通知

(1)	入札参加資格確認申請及び確認結果通知は、次のとおり行う。			
(2)	提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る。郵送の場合は、提出期限必着）		
(3)	提出書類	①	様式 1	入札参加資格確認申請書
		②	添付書類	ア 登記事項証明書（写） イ 業務経歴書（様式A） 1. 特定給食業務について5年以上の経験が証明できる書類 2. 大阪府の区域内に本店又は営業所を有し、かつ、入札の日から起算して過去3年間、継続して同区域内において特定給食施設のうち医療施設、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する給食施設、乳児保育を実施している保育所等のいずれかの経験状況が証明できる書類 ウ 配置予定調理従事者経歴書（様式B） 1. 管理栄養士又は栄養士資格証（写） 2. 調理師資格証（写） エ 生産物賠償責任保険証（写） オ 自社で作成している衛生管理マニュアル カ 食中毒による行政処分を受けていない申立書 キ 連帯保証人を指定することの確約書 ク 会社概要 なお、提出書類はA4ファイルに綴じ、表紙に会社名を記載のこと。
(4)	確認結果通知	入札参加資格の有無の確認後、その結果を通知する。 入札参加資格確認結果については、郵送する。併せてFAXにて通知するので、必ず受取確認のFAXを返信すること。 （様式自由）		
(5)	入札参加停止	入札参加資格確認申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。		

5 入札上の注意

(1)	入札書の記載方法	入札金額は、消費税及び地方消費税抜きで記載のこと。 (課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載。)	
(2)	契約金額の決定	契約決定にあたっては、入札書記載金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。	
(3)	入札回数	2回	
(4)	入札の無効	開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。	
		①	「2 入札参加者に必要な資格」を有していない者のした入札
		②	本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類に定める入札条件に違反した入札
(5)	長期継続契約	地方自治法施行令第167条の17及び守口市長期継続契約に関する条例第2条第4号に基づく長期継続契約 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市役所はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市役所の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。 本案件は、予算成立前に準備行為として行う入札である。市議会において、本案件の契約金額を支払うための歳出予算が成立しなかった場合は、落札決定した後であっても契約を締結しないものとする。この場合において、本入札に要した費用については入札参加者の負担とし、市に請求することはできない。	

6 入札時の内訳書の提出

(1)	要件	①	提出の要否	必要
		②	指定様式	あり
		③	内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がない入札は無効とする。（年割明細書が必要な場合は、内訳書として取り扱う。）	
		④	入札金額と内訳書の金額が合致しない場合、本入札とは関係ない案件の内訳書を提出した場合については、内訳書の提出がない入札とみなす。	

7 質問の受付及び回答

(1)	質 問 方 法	①	提出書類の作成に係るもの及び仕様書等に対して質問がある場合は、質問書を提出すること。
		②	送信件名は、「守口市立認定こども園給食調理業務等委託質問」とすること。
		③	E-mail 又はFAXで担当あてに送付すること。
		④	回答期日を過ぎて、回答が無い場合は担当に確認すること。
(2)	回 答 方 法	①	本市ホームページに掲載する。 回答に対する再質問は受け付けない。

8 必要書類について

(1)	各種様式等については、市のホームページからダウンロードすること。（こども部こども施設課を参照）
-----	---

9 契約手続

(1)	入札保証金の納付は、守口市契約規則第6条第2号の規定により免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、落札金額（単価契約の場合は、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）（税込）の100分の3に相当する金額を損害賠償金として徴収する。
(2)	落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)	契約代金の支払いについては、毎月払とする。
(4)	契約書を作成する（電子契約による場合を含む）。

10 その他

(1)	提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
(2)	市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(3)	入札参加者は、本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。
(4)	書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 契約条項を示す場所

(1)	場 所	守口市役所こども部こども施設課
(2)	担 当	讃岐、橋本、松本
(3)	住 所	〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
(4)	電 話	06-6992-1661
(5)	F A X	06-6992-1400
(6)	メールアドレス	hoikuyou@city.moriguchi.lg.jp